

大分県後期高齢者医療広域連合公告第12号

「複写機の借上げ等契約」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合規則第19号。以下「契約事務規則」という。）第27条の規定に基づき一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年8月8日

大分県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 足立 信也



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 複写機の借上げ等契約
- (2) 履行(納品)場所 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 仕様書のとおり（5年間）
- (4) 概要 仕様書のとおり
- (5) 最低制限価格 設けない。
- (6) その他 本契約は、地方自治法第292条により準用する同法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約であり、契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

2 入札参加資格

- (1) 大分県後期高齢者医療広域連合物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加業者等の選定に関する規程（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合告示第8号）により、種目コード04：「文具・事務用品」の取扱品目「複写機・コピー機」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 広域連合長が施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しない者でないこと。
- (4) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (5) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (6) 市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

3 契約担当課

郵便番号 870-0037

所在地 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

名称 大分県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話番号 097-529-7227

メールアドレス soumu@oita-kouki.jp

4 質問の受付期間及び方法

別紙仕様書の質疑等は、別紙質問書を令和7年8月19日（火）17時までに電子メールにて3の契約担当課に送信すること。電子メール以外の方法によるものは、受け付けない。

なおメール送信の際は、確認のため、送信した旨を、必ず3の契約担当課に電話確認すること。

5 回答

令和7年8月22日（金）17時までに大分県後期高齢者医療広域連合のホームページに記載する。ただし、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者のみに回答する。

6 現場説明会

実施しない。

7 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

契約事務規則第24条第3項第2号により免除とする。

9 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和7年8月28日（木）午前10時

(2) 場所 大分県後期高齢者医療広域連合事務局

10 契約保証金

(1) 落札者は、物品等供給契約を締結するに当たり、契約事務規則第6条に定めるところにより契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。

- ① 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ② 落札者が保険会社との間に大分県後期高齢者医療広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

11 支払条件

前払金 無

12 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ① 入札者としての資格のない者のした入札
 - ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - ⑤ 入札金額を訂正した入札
 - ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
 - ⑦ 郵送による入札
- (2) 入札回数は原則として再度までとし、落札者がいない場合は随意契約に移行するものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下の端数は切り捨てとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札金額は、使用コピー1枚あたりの単価（税抜）で記載すること。
- (5) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約事務規則及び規程の定めるところによる。